

北海道選挙管理委員会告示第22号

令和元年7月3日現在における地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1並びに同法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあっては80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は次のとおりである。

令和元年7月4日

北海道選挙管理委員会委員長 水 城 義 幸

1 選挙権を有する者の総数の50分の1及び3分の1の数

50分の1の数	91,664
3分の1の数	672,900

2 北海道議会議員の選挙区ごとの選挙権を有する者の総数の3分の1の数

札幌市中央区	69,036	根室市	7,491
札幌市北区	80,957	千歳市	27,289
札幌市東区	74,833	滝川市	11,792
札幌市白石区	61,735	登別市	13,989
札幌市厚別区	37,026	恵庭市	19,739
札幌市豊平区	64,714	伊達市	9,919
札幌市清田区	31,854	北広島市	16,711
札幌市南区	40,185	北斗市	13,044
札幌市西区	62,128	空知地域	50,933
札幌市手稲区	40,296	石狩地域	22,139
函館市	75,733	後志地域	26,005
小樽市	34,402	胆振地域	15,482
旭川市	97,438	日高地域	19,081
室蘭市	24,658	渡島地域	26,016
釧路市	49,362	檜山地域	10,704
帯広市	47,976	上川地域	37,364
北見市	34,103	留萌地域	13,450
岩見沢市	23,792	宗谷地域	8,492
網走市	10,293	オホーツク東地域	17,276
苫小牧市	48,622	オホーツク西地域	19,585
稚内市	9,859	十勝地域	48,979
江別市	34,273	釧路地域	17,341
名寄市	8,021	根室地域	13,632

3 北海道の方面公安委員会の管理する方面本部の管轄区域ごとの選挙権を有する者の総数の50分の1及び3分の1の数

北海道警察函館方面本部管轄区域	50分の1の数	7,658
	3分の1の数	127,631
北海道警察旭川方面本部管轄区域	50分の1の数	11,074
	3分の1の数	158,943
北海道警察釧路方面本部管轄区域	50分の1の数	11,087
	3分の1の数	159,056
北海道警察北見方面本部管轄区域	50分の1の数	4,876
	3分の1の数	81,256